

## I 水質検査等計画

### 1 基本方針

安全で衛生かつ安定な水道水を供給するために、水道水質検査の適正化かつ透明性の確保に水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施する。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓および水源とする。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とする。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査項目一覧表を参照とする。  
(水道法20条、水道法施行規則第15条)
- (4) 毎日検査は、各給水栓で色・濁り及び残留塩素の検査を実施し、これに関する記録を作成して保存する。  
(水道法20条第1項及び第2項、水道法施行規則第15条第1項第1号-イ)
- (5) 水道中のクリプトスポリジウムの指針について  
「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査についても、水質基準に準じて計画に位置付ける。  
厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」(平成19年3月30日付け健水発0330005号)
- (6) その他  
水道従事者の定期健康診断は、おおむね6ヶ月ごとに、病原体がし尿に排泄される感染症の患者(病原体の保有者を含む)の有無に関して実施する。  
(水道法21条、水道法施行規則第16条第1項)

### 2 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次の場合に行う。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき。
- ②水源に異常があったとき。
- ③水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。
- ④浄水過程に異常があったとき。
- ⑤配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥その他特に必要があると認められるとき。

### 3 添付資料について

- ・〈別表1〉水質検査一覧表

